

## IV 参 考 资 料

## 群馬県福祉医療費補助金制度

子ども、重度心身障害者及び母子家庭等の健康管理の向上と福祉の増進に寄与するため、市町村が支給する福祉医療費の1/2を補助する。

### 1 対象者

#### (1) 子ども

##### ア 対象者の範囲

義務教育終了前（15歳の年度末）の子ども

##### イ 所得制限

なし

#### (2) 重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）

##### ア 対象者の範囲

(ア) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級に該当する障害を有する者

(イ) 国民年金法施行令別表の1級に該当する障害を有する者

(ウ) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者

(エ) 療育手帳制度要綱による療育手帳の判定がAの者

##### イ 所得制限

なし

#### (3) 母子家庭等

##### ア 対象者の範囲

(ア) 18歳未満の児童（18歳の年度末までの者を含む。以下同じ。）を扶養している配偶者のない女子及び当該18歳未満の児童

(イ) 父母のない18歳未満の児童

##### イ 所得制限

所得税非課税の者

#### (4) 父子家庭

##### ア 対象者の範囲

18歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子及び当該18歳未満の児童

##### イ 所得制限

所得税非課税の者

### 2 給付方法

医療費（入院時食事療養費等を含む。）から医療保険各法による給付額及び公費負担医療による給付額を除いた額を現物給付。（県外医療機関等については償還払い。）

## 平成28年度福祉医療費給付状況

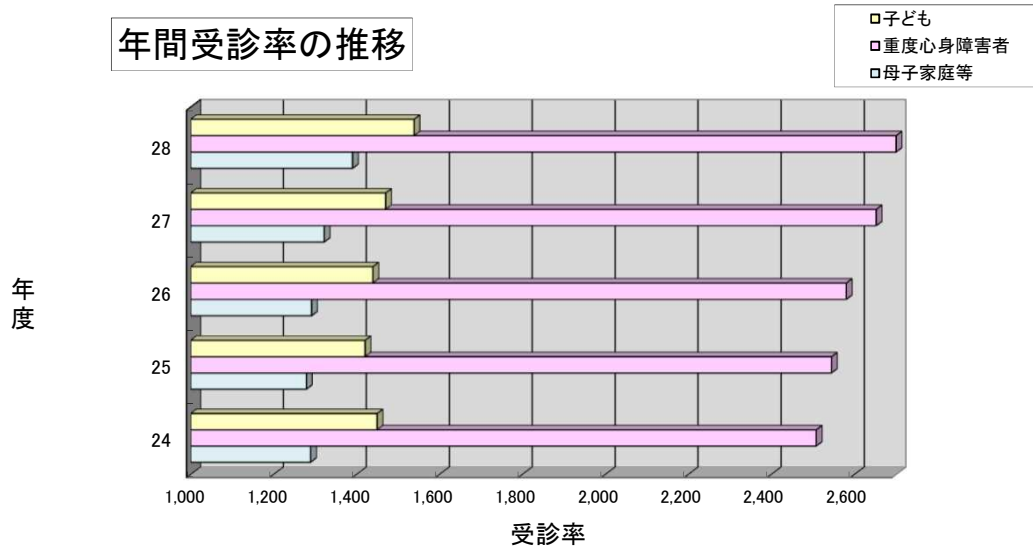
区分	対象者		件数	福祉医療費 支給額	年間 受診率	1人当たり 支給額	1件当たり 支給額
	人		件	千円	%	円	円
子ども	242,617	入院	19,331	857,371	7.97	3,534	44,352
		入院外	2,139,891	4,233,655	882.00	17,450	1,978
		歯科	434,635	972,918	179.14	4,010	2,238
		調剤	1,073,032	1,583,560	442.27	6,527	1,476
		その他	65,730	145,302	27.09	599	2,211
		計	3,732,619	7,792,808	1,538.48	32,120	2,088
重度心身 障害者	43,357	入院	86,308	3,620,888	199.06	83,513	41,953
		入院外	615,791	2,146,566	1,420.28	49,509	3,486
		歯科	81,750	232,752	188.55	5,368	2,847
		調剤	356,941	1,316,287	823.26	30,359	3,688
		その他	33,013	216,682	76.14	4,998	6,564
		計	1,173,803	7,533,175	2,707.30	173,748	6,418
母子家庭等	35,260	入院	2,228	90,001	6.32	2,552	40,395
		入院外	278,550	650,816	789.99	18,458	2,336
		歯科	60,416	196,987	171.34	5,587	3,261
		調剤	135,978	295,719	385.64	8,387	2,175
		その他	18,526	43,132	52.54	1,223	2,328
		計	495,698	1,276,655	1,405.84	36,207	2,575
父子家庭	1,628	入院	161	5,945	9.89	3,652	36,926
		入院外	9,611	23,164	590.36	14,229	2,410
		歯科	2,240	7,978	137.59	4,901	3,562
		調剤	4,547	15,033	279.30	9,234	3,306
		その他	527	1,261	32.37	775	2,393
		計	17,086	53,382	1,049.51	32,790	3,124
合計	322,862		5,419,206	16,656,019	1,678.49	51,589	3,074

(注1) 医療費は千円未満四捨五入

(注2) 入院時食事療養にかかる費用は、入院に含む。

(注3) 対象者数は、平成28年度福祉医療費実績(139～142ページ)の対象人員の累計である。

(注4) 年間受診率とは当該年度の診療件数を当該年度の月末現在の平均受給対象者数で除して100倍したものである。

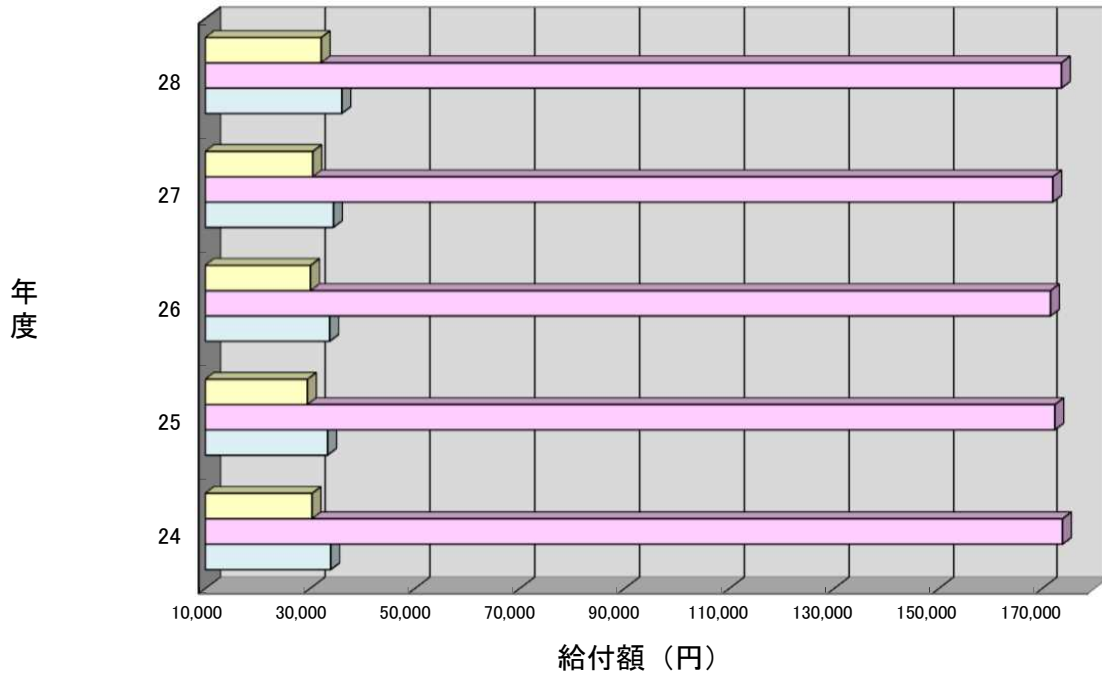


(注) 受診率には調剤その他含む。

(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

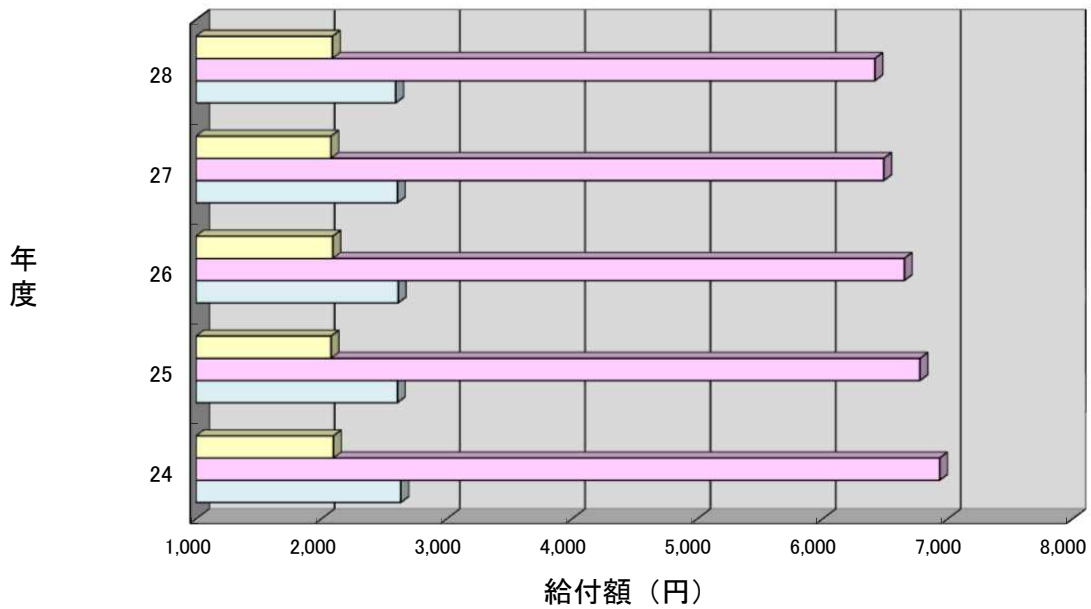
## 1人当たりの給付額の推移

- 子ども
- 重度心身障害者
- 母子家庭等



## 1件当たり給付額の推移

- 子ども
- 重度心身障害者
- 母子家庭等



(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

# 平成28年度福祉医療費実績（1）

## ○ 子 ども

市町村名	対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費支給額	1件当たり 支給額	1人1月当たり 支給額
	人	人	件	%	円	円	円
1 前橋市	41,686	500,237	679,951	135.93	1,447,993,240	2,130	2,895
2 高崎市	47,664	571,967	752,698	131.60	1,585,937,848	2,107	2,773
3 桐生市	11,173	134,070	180,689	134.77	413,915,619	2,291	3,087
4 伊勢崎市	28,966	347,588	449,968	129.45	943,271,990	2,096	2,714
5 太田市	30,637	367,642	458,927	124.83	898,828,733	1,959	2,445
6 沼田市	5,484	65,809	80,481	122.29	170,435,977	2,118	2,590
7 館林市	9,116	109,390	134,948	123.36	248,121,976	1,839	2,268
8 渋川市	8,477	101,726	119,526	117.50	266,568,439	2,230	2,620
9 藤岡市	7,510	90,119	120,416	133.62	252,859,247	2,100	2,806
10 富岡市	5,825	69,903	79,505	113.74	169,397,583	2,131	2,423
11 安中市	6,148	73,774	91,935	124.62	185,374,103	2,016	2,513
82 みどり市	6,579	78,944	105,889	134.13	223,356,591	2,109	2,829
28 榛東村	1,833	22,001	27,427	124.66	62,333,523	2,273	2,833
29 吉岡町	3,421	41,052	51,096	124.47	110,702,456	2,167	2,697
33 神流町	81	975	1,127	115.59	2,453,770	2,177	2,517
35 上野村	125	1,503	1,233	82.04	2,381,912	1,932	1,585
37 下仁田町	464	5,573	5,908	106.01	12,442,952	2,106	2,233
38 南牧村	59	702	665	94.73	1,434,695	2,157	2,044
39 甘楽町	1,444	17,324	21,663	125.05	46,337,301	2,139	2,675
41 中之条町	1,673	20,073	22,100	110.10	50,078,754	2,266	2,495
44 長野原町	568	6,816	5,912	86.74	12,273,809	2,076	1,801
45 嬭恋村	1,003	12,035	11,222	93.24	21,501,809	1,916	1,787
46 草津町	561	6,733	6,650	98.77	15,105,437	2,271	2,243
48 高山村	383	4,601	5,057	109.91	10,739,750	2,124	2,334
83 東吾妻町	1,300	15,599	16,095	103.18	33,809,037	2,101	2,167
51 片品村	419	5,028	4,898	97.41	9,967,768	2,035	1,982
52 川場村	410	4,919	6,267	127.40	13,434,319	2,144	2,731
56 昭和村	879	10,545	13,419	127.25	30,197,822	2,250	2,864
81 みなかみ町	1,713	20,557	23,902	116.27	50,503,483	2,113	2,457
60 玉村町	4,254	51,042	59,909	117.37	141,258,788	2,358	2,768
66 板倉町	1,720	20,639	23,707	114.87	45,845,784	1,934	2,221
67 明和町	1,386	16,626	19,549	117.58	37,363,973	1,911	2,247
68 千代田町	1,453	17,437	22,028	126.33	41,226,516	1,872	2,364
69 大泉町	5,123	61,474	80,686	131.25	147,348,956	1,826	2,397
70 邑楽町	3,080	36,959	47,166	127.62	88,003,699	1,866	2,381
計	242,617	2,911,382	3,732,619	128.21	7,792,807,659	2,088	2,677

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

## 平成28年度福祉医療費実績（2）

### ○ 重度心身障害者

市町村名	対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費支給額	1件当たり 支給額	1人1月当たり 支給額
	人	人	件	%	円	円	円
1 前橋市	7,439	89,269	214,408	240.18	1,303,123,381	6,078	14,598
2 高崎市	7,875	94,495	213,052	225.46	1,353,702,237	6,354	14,326
3 桐生市	2,856	34,267	84,555	246.75	502,181,101	5,939	14,655
4 伊勢崎市	4,076	48,901	115,303	235.79	687,345,271	5,961	14,056
5 太田市	4,189	50,272	120,236	239.17	706,820,362	5,879	14,060
6 沼田市	1,325	15,895	30,233	190.20	224,290,075	7,419	14,111
7 館林市	1,474	17,690	40,609	229.56	233,856,968	5,759	13,220
8 渋川市	2,260	27,116	56,616	208.79	394,545,103	6,969	14,550
9 藤岡市	1,375	16,500	37,123	224.99	237,220,140	6,390	14,377
10 富岡市	1,119	13,430	25,830	192.33	191,330,375	7,407	14,246
11 安中市	1,440	17,280	34,601	200.24	271,898,595	7,858	15,735
82 みどり市	1,098	13,178	30,302	229.94	200,861,494	6,629	15,242
28 榛東村	346	4,159	8,925	214.59	72,790,580	8,156	17,502
29 吉岡町	433	5,193	11,199	215.66	80,719,929	7,208	15,544
33 神流町	87	1,043	2,172	208.25	13,247,446	6,099	12,701
35 上野村	44	526	808	153.61	7,237,748	8,958	13,760
37 下仁田町	249	2,992	5,906	197.39	35,294,425	5,976	11,796
38 南牧村	85	1,010	1,846	182.77	14,820,565	8,028	14,674
39 甘楽町	292	3,499	6,753	193.00	49,202,139	7,286	14,062
41 中之条町	460	5,528	10,496	189.87	87,240,562	8,312	15,782
44 長野原町	137	1,641	3,204	195.25	25,181,290	7,859	15,345
45 嬭恋村	237	2,854	5,099	178.66	44,980,573	8,821	15,761
46 草津町	195	2,346	4,676	199.32	39,624,776	8,474	16,890
48 高山村	108	1,294	1,807	139.64	21,178,489	11,720	16,367
83 東吾妻町	393	4,714	9,003	190.98	82,042,427	9,113	17,404
51 片品村	131	1,571	2,792	177.72	17,075,711	6,116	10,869
52 川場村	94	1,125	2,492	221.51	14,970,520	6,007	13,307
56 昭和村	201	2,409	4,469	185.51	33,745,764	7,551	14,008
81 みなかみ町	595	7,140	13,097	183.43	96,130,996	7,340	13,464
60 玉村町	645	7,732	18,771	242.77	121,745,431	6,486	15,746
66 板倉町	347	4,163	8,592	206.39	60,363,758	7,026	14,500
67 明和町	259	3,104	6,497	209.31	43,844,126	6,748	14,125
68 千代田町	242	2,903	6,967	239.99	47,581,901	6,830	16,391
69 大泉町	695	8,347	19,454	233.07	113,319,995	5,825	13,576
70 邑楽町	556	6,676	15,910	238.32	103,660,326	6,515	15,527
計	43,357	520,262	1,173,803	225.62	7,533,174,579	6,418	14,480

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

# 平成28年度福祉医療費実績（3）

## ○ 母子家庭等

市町村名	対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費支給額	1件当たり 支給額	1人1月当たり 支給額
	人	人	件	%	円	円	円
1 前橋市	5,698	68,376	82,262	120.31	212,542,990	2,584	3,108
2 高崎市	6,402	76,819	90,073	117.25	240,302,564	2,668	3,128
3 桐生市	2,188	26,254	33,431	127.34	80,505,828	2,408	3,066
4 伊勢崎市	4,294	51,529	60,518	117.44	151,709,150	2,507	2,944
5 太田市	4,048	48,577	58,143	119.69	142,860,258	2,457	2,941
6 沼田市	1,133	13,593	14,839	109.17	39,232,581	2,644	2,886
7 館林市	1,519	18,225	20,120	110.40	51,018,409	2,536	2,799
8 渋川市	1,332	15,981	18,162	113.65	52,831,274	2,909	3,306
9 藤岡市	1,346	16,149	18,548	114.86	44,552,966	2,402	2,759
10 富岡市	779	9,342	10,753	115.10	27,929,176	2,597	2,990
11 安中市	973	11,676	13,331	114.17	36,312,171	2,724	3,110
82 みどり市	1,046	12,556	15,177	120.87	39,947,199	2,632	3,182
28 榛東村	272	3,269	3,654	111.78	9,431,157	2,581	2,885
29 吉岡町	315	3,775	5,009	132.69	13,026,005	2,601	3,451
33 神流町	19	227	333	146.70	835,638	2,509	3,681
35 上野村	17	200	123	61.50	267,831	2,177	1,339
37 下仁田町	91	1,097	1,159	105.65	2,987,722	2,578	2,724
38 南牧村	6	76	57	75.00	113,515	1,991	1,494
39 甘楽町	178	2,130	2,435	114.32	6,239,667	2,562	2,929
41 中之条町	219	2,631	2,773	105.40	8,339,465	3,007	3,170
44 長野原町	89	1,070	923	86.26	2,482,483	2,690	2,320
45 嬭恋村	113	1,355	971	71.66	2,075,786	2,138	1,532
46 草津町	109	1,305	1,609	123.30	4,921,187	3,059	3,771
48 高山村	77	926	985	106.37	2,243,949	2,278	2,423
83 東吾妻町	128	1,532	1,438	93.86	4,973,185	3,458	3,246
51 片品村	63	754	781	103.58	1,998,055	2,558	2,650
52 川場村	50	597	785	131.49	1,996,122	2,543	3,344
56 昭和村	129	1,551	1,517	97.81	4,195,414	2,766	2,705
81 みなかみ町	313	3,754	3,569	95.07	9,457,446	2,650	2,519
60 玉村町	762	9,144	10,517	115.02	28,975,741	2,755	3,169
66 板倉町	101	1,207	1,434	118.81	4,784,536	3,336	3,964
67 明和町	166	1,992	2,205	110.69	5,090,213	2,308	2,555
68 千代田町	196	2,355	2,358	100.13	5,810,552	2,464	2,467
69 大泉町	654	7,852	9,775	124.49	21,342,726	2,183	2,718
70 邑楽町	435	5,223	5,931	113.56	15,322,368	2,583	2,934
計	35,260	423,099	495,698	117.16	1,276,655,329	2,575	3,017

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

# 平成28年度福祉医療費実績（4）

## ○ 父子家庭

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費支給額	1件当たり 支給額	1人1月当たり 支給額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	154	1,842	2,086	113.25	6,473,387	3,103	3,514
2	高崎市	387	4,640	3,739	80.58	11,156,059	2,984	2,404
3	桐生市	112	1,340	1,346	100.45	4,451,941	3,308	3,322
4	伊勢崎市	217	2,603	2,514	96.58	7,483,083	2,977	2,875
5	太田市	145	1,741	1,445	83.00	4,625,948	3,201	2,657
6	沼田市	63	759	639	84.19	2,368,848	3,707	3,121
7	館林市	100	1,204	974	80.90	3,221,834	3,308	2,676
8	渋川市	39	462	366	79.22	928,603	2,537	2,010
9	藤岡市	69	827	815	98.55	2,004,663	2,460	2,424
10	富岡市	14	169	190	112.43	572,898	3,015	3,390
11	安中市	54	650	465	71.54	1,434,443	3,085	2,207
82	みどり市	41	493	303	61.46	722,589	2,385	1,466
28	榛東村	9	108	106	98.15	256,693	2,422	2,377
29	吉岡町	4	46	11	23.91	20,684	1,880	450
33	神流町	0	0	0	0.00	0	0	0
35	上野村	2	24	29	120.83	83,226	2,870	3,468
37	下仁田町	6	76	28	36.84	338,973	12,106	4,460
38	南牧村	5	62	44	70.97	153,180	3,481	2,471
39	甘楽町	0	0	0	0.00	0	0	0
41	中之条町	9	111	52	46.85	156,765	3,015	1,412
44	長野原町	4	48	31	64.58	73,045	2,356	1,522
45	嬭恋村	10	116	49	42.24	162,199	3,310	1,398
46	草津町	5	56	25	44.64	63,893	2,556	1,141
48	高山村	19	232	138	59.48	395,591	2,867	1,705
83	東吾妻町	17	208	68	32.69	293,567	4,317	1,411
51	片品村	2	24	9	37.50	17,400	1,933	725
52	川場村	8	96	127	132.29	411,491	3,240	4,286
56	昭和村	2	24	73	304.17	479,500	6,568	19,979
81	みなかみ町	26	310	268	86.45	857,152	3,198	2,765
60	玉村町	36	430	312	72.56	965,872	3,096	2,246
66	板倉町	12	140	91	65.00	234,937	2,582	1,678
67	明和町	12	147	205	139.46	1,155,508	5,637	7,861
68	千代田町	10	123	121	98.37	375,248	3,101	3,051
69	大泉町	5	63	63	100.00	132,592	2,105	2,105
70	邑楽町	30	354	354	100.00	1,310,079	3,701	3,701
計		1,628	19,528	17,086	87.49	53,381,891	3,124	2,734

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。



## 用語の解説

### 1 保険者

保険事故（疾病，負傷，出産，死亡）が発生した場合に、損害の補てん、その他の保険給付をする義務がある者をいう。国保の保険者は市町村と国保組合である。

### 2 被保険者

保険の利益を受ける者をいう。給付事由が発生すれば権利として保険給付を受けることができると同時に、他方、保険料（税）の納付義務を負う。

市町村国保の被保険者の資格要件は、当該市町村の区域内に住所を有することであり、国保組合の場合は、当該組合員または組合員と同じ世帯に属する者である。

### 3 退職被保険者

市町村国保の被保険者のうち、被用者年金保険に基づく老齢または退職年金を受けられることのできる者であって、一定期間被用者年金保険に加入していた者である。

### 4 退職被保険者の被扶養者

市町村国保の被保険者のうち、退職被保険者の直系尊属、配偶者、その他三親等以内の親族等で退職被保険者に扶養されている者をいう。

### 5 療養の給付

医療給付の形態で、現物給付をいう。すなわち、被保険者であることを被保険者証によって明らかにすると同時に、保険医療機関から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関に保険者から支払われる。

### 6 入院時食事療養費

被保険者が療養の給付と併せて食事療養を受けた場合に支給されるものである。

### 7 療養の給付等

療養の給付、入院時食事療養費及び訪問看護療養費を合算したものをいう。

### 8 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合や、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関で被保険者証を提出せずに診療を受け医療費の全部を支払った場合、事後、領収書等を基に保険者が直接被保険者に現金で給付するものをいう。

### 9 療養費等

療養費、入院時食事療養費差額支給分及び移送費を合算したものをいう。

### 10 費用額

診療報酬点数に単価を乗じたものである。

### 11 一部負担金

被保険者が保険医療機関等から必要な治療を受ける時に支払う負担金をいい、保険者または制度により 0%～30%の一部負担割合となっている。

### 12 保険者負担金

療養諸費費用額のうち保険者が負担する費用であるが、高額療養費として支給する分は含まれていない。

### 13 他法負担分

療養諸費費用額のうち、国保法以外の法律や地方公共団体の条例等に基づいて負担される費用である。国保に優先して費用額の公費助成が行われる他法優先、各法または条例等により一部負担金相当部に公費助成がある国保優先とに分かれる。

### 14 高額療養費

同一の被保険者が、同一月内に同一の病院、診療所、薬局等で療養の給付または療養費の支給を受けた場合において、その療養に係る一部負担金の額が法令に定める額を超えるときに、保険者がその超えた額を支給する。

## 15 医療費諸率

医療保険における診療費の分析に用いる受診率、一件当たり日数と1日当たり費用額の積である1件当たり費用額を医療費諸率という。

- ① 受診率は、年間受診件数を年間平均被保険者数で除して100倍したもので、通例被保険者100人当たり受診件数をもって表される。
- ② 1件当たり日数は、受診日数を受診件数で除したものの。
- ③ 1日当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間の受診日数で年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ④ 1人当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間平均被保険者数で、年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ⑤ 受診件数は、診療報酬明細書の枚数をいい、1人の患者が2か月間にわたって1医療機関で診療を受けた場合は2件になり、また、同一人が同一月に外来と入院を受診した場合や2つの医療機関で受診した場合は、それぞれ明細書が作成されるので、これらの場合も2件となる。

## 16 療養諸費費用額

療養の給付等及び療養費等の費用額の合計であり、国保における医療費を意味する。

## 17 出産育児一時金

保険者は、被保険者の出産に関して市町村の場合は条例、国保組合は規約の定めるところにより出産育児一時金の支給を行う。

## 18 葬祭費

保険者は、被保険者の死亡に関して市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより葬祭費の支給を行う。

## 19 国保の直営診療所（直診）

保険者が保険給付または被保険者の健康の増進のために国民健康保険特別会計により設置する人的、物的、有形、無形の活動の総称を保健事業というが、その中で特に医療と予防を行う施設をいう。

## 平成28年度 国民健康保険事業状況

平成30年4月発行

発行 群馬県健康福祉部国保援護課

注) 表中の数値は、平成28年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）等から成っており、数値に端数が生じる場合には、すべて四捨五入で処理してある。